平成２３年（フ）第２４８号
香川県高松市木太町2562番地１　市住２棟304号室
債務者　真鍋　静香（旧姓倉本）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４５号
愛媛県大洲市菅田町菅田甲938番地　コーポ福積Ｎｏ２―101号室
債務者　藤好　美香
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２３０号
仙台市宮城野区岩切字土手外東12番地の５
債務者　内谷　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
仙台市泉区泉中央３丁目33番地の２　スクエアプレイス105
債務者　宮部　貴彦
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
仙台市青葉区高松２丁目24番32―512号
債務者　佐藤　邦博
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
仙台市若林区荒井字押口77番地　ＤＩＯ―ＨＯＲＩ伍番館503
債務者　齋藤　千春（旧姓若月）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
茨城県常陸太田市藤田町583番地
債務者　木村由紀子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
茨城県水戸市東赤塚2137番地の１　アーバンコート東赤塚201号
債務者　高野　克生
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３７号
茨城県水戸市渡里町2687番地
債務者　市野沢健一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３８号
茨城県常陸太田市金井町3561番地　サンハイツ203号
債務者　椎名あゆみ（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３４１号
茨城県水戸市平須町1899番地の７
債務者　小林　弘子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
茨城県高萩市高浜町３丁目93番地
債務者　平　真由美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第６５号
茨城県日立市大久保町２丁目２番34号
債務者　清水　弘幸
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１６３号
茨城県古河市砂井新田40番地３
債務者　枝　　明良
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６９号
茨城県古河市下辺見2240番地　長浜アパート101号
債務者　辻　　道治
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７０号
茨城県筑西市玉戸1622番地63
債務者　関山　　実
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７１号
茨城県古河市北町５番１―309号
債務者　福島　健二
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部